

諮問事項に係る新旧対照表

1. 濃度

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>スカンジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>スカンジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>
	<u>イットリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>イットリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>
	<u>ランタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>ランタン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>
	<u>セリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>セリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>

	<u>プラセオジム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>プラセオジム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>
	<u>ネオジム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>ネオジム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>
	<u>サマリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>サマリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</u>

_____ : 諮問事項

2. 放射線・放射能・中性子

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が6メガボルト、10メガボルト及び15メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう)を計量するもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
グラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって、 <u>1グレイ以上100グレイ以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が4メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう)又は1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が6メガボルト、10メガボルト及び15メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量又は公称加速電圧が6メガボルト及び10メガボルトで加速された電子により生じた光子線(ただし平坦化されていないものに限る)の水吸収線量をいう)を計量するもの</u>

： 諮問事項